

各社会福祉施設 施設長 様

社会福祉法人 兵庫県共同募金会
会 長 江 本 幸 仁

令和3年度共同募金（令和4年度事業費）施設臨時費の受配要望について（ご案内）

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、本会では、本会配分規程・配分実施細則に基づき、配分対象となる福祉施設等に対し、施設の補修、備品の整備等に要する経費（臨時費）への配分をいたします。

つきましては、別添のとおり「受配要望書」等を送付いたしますので、令和4年度事業として受配要望のある場合は、管内の市区町共同募金委員会にご提出を賜われますようお願い申し上げます。

なお、福祉車両の購入を予定している施設については、「(公財) J K A (旧 (財) 日本自転車振興会) 補助事業」(8月頃公示予定)等へのご申請をご検討賜われますようお願い申し上げます。

記

1. 送付資料

- (1) 共同募金受配要望書（施設臨時費）
- (2) 令和3年度共同募金（令和4年度事業費）受配要望（施設臨時費）Q&A
- (3) 社会福祉法人兵庫県共同募金会配分規程・配分実施細則（抜粋）

2. 受配要望書の提出先・提出部数

- (1) 神戸市内の施設・・・区共同募金委員会へ3部提出
- (2) 神戸市外の施設・・・市町共同募金委員会へ2部提出

※なお、上記郵送提出の他、受配要望書につきましては、word形式でe-mailにて管内の市区町共同募金委員会へご提出いただきますようお願い申し上げます。

3. 提出期日

令和3年6月14日（月）必着（厳守）

4. 配分対象施設

社会福祉法第2条に規定する第1種及び第2種の民間社会福祉施設。

※1 保育所、障害者総合支援法に基づく定員25人以内の事業所は除きます。

なお、地域活動支援センターは定員に関係なく配分対象外となります。

※2 特別養護老人ホーム・ケアハウス・老人デイサービスセンターは、基本的に介護保険事業を行っている施設であるため配分対象外といたします（配分実施細則第6条(2)）。「公益信託前田清栄老人福祉基金」助成等への申請をご検討くださるようお願いいたします。

5. 留意事項

- (1) 受配要望書提出後の使途変更は原則として認められませんので、必ず法人理事会等で承認の上、受配要望書のご提出をお願いいたします。
※受配要望書提出後、決算理事会における事後承認は認められます。
- (2) 配分内定前の事業実施（工事起工・備品・車両購入等）は認められません。
- (3) 「商談メモ」や「取引メモ」等、正式な見積書でないものは認められません。
- (4) 配分内定は来年度4月上旬を予定しています。共同募金を受配した後は、その旨を県内の寄付者に対してPRをお願いいたします。
- (5) 本会の配分規程は、別添「社会福祉法人兵庫県共同募金会 配分規程・配分実施細則（抜粋）」をご参照ください。
- (6) 受配要望書及び配分規程・配分実施細則（全文）は、本会ホームページからダウンロードできます。（URL <http://www.akaihane-hyogo.or.jp>）
（本会 HP トップ→「助成申請情報・ロゴマーク」→共同募金受配要望書（施設臨時費）」）
- (7) 受配要望書に記載される個人情報（法人代表者名・施設長名・担当者名等）は、共同募金受配要望に係る配分審査及び連絡調整を目的として利用します。
- (8) 提出いただいた書類一式につきましては、返却ができませんのでご了承ください。